



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月24日（火） 第9785号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○道路の供用開始（同）	2
○同	3
○同	3
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正（同）	3
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	5
○土地改良区清算人の就任の届出（同）	5
教育委員会規則	
○群馬県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	7
○群馬県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（同）	7
○群馬県立図書館組織規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	7
○群馬県生涯学習センター組織規則の一部を改正する規則（同）	7
選挙管理委員会告示	
○個人演説会等の施設の指定取消し	8
○身体障害者支援施設または保護施設の長が不在者投票管理者となるべき施設の指定の一部改正	8
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	8
病院事業告示	
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正（総務課）	11
落 札	
○落札者等の決定（下水道総合事務所）	11
○同	11
○同	12
○同	12

■ 告 示

◎群馬県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字原町字沢尻217番の1地先から同郡同町大字同字下之町373番の2地先まで	前	8.2~11.7	207.8
			後	10.4~16.4	207.8

◎群馬県告示第87号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	川内堤線	桐生市川内町一丁目字峠554番の1地先から同市堤町三丁目2683番の3地先まで	前	7.9~37.0	381.3
			後	12.5~41.4	380.9

◎群馬県告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	川内堤線	桐生市川内町一丁目字峠554番の1地先から同市堤町三丁目2683番の3地先まで	令和2年3月24日
----	------	---	-----------

◎群馬県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	渋川市小野子字小野子田1942番の1地先から同市同字同1915番の4地先まで	令和2年3月24日

◎群馬県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎深谷線	太田市世良田町1374番の1地先から同市同1087番の1地先まで	令和2年3月24日
	大間々世良田線	太田市世良田町1371番の1地先から同市同1372番の1地先まで	
	綿貫篠塚線	太田市世良田町1361番の2地先から同市同1359番の1地先まで	

◎群馬県告示第91号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示（平成18年群馬県告示第245号）の一部を次のよう

に改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

1の表一般国道462号の項中「同町字同1631番の10地先」を「ひろせ町4096番の3地先」に改め、同表県道前橋館林線の項に次のように加える。

太田市西本町17番の1地先から同市同町16番の1地先まで
前橋市駒形町1377番地先から同市同町1447番の1地先まで

1の表県道前橋安中富岡線の項の次に次のように加える。

県道前橋玉村線	前橋市宮地町47番の10地先から同市新堀町975番地先まで
	前橋市新堀町36番の7地先から同市同町975番地先まで

1の表県道高崎伊勢崎線の項に次のように加える。

佐波郡玉村町大字上福島359番の1地先から伊勢崎市田中町894番の1地先まで
--

1の表県道高崎駒形線の項に次のように加える。

前橋市公田町669番の3地先から同市駒形町144番地先まで

1の表県道藤岡大胡線の項に次のように加える。

前橋市駒形町144番地先から同市小屋原町1464番地先まで
佐波郡玉村町大字福島434番の10地先から前橋市東善町146番地先まで

1の表県道神田吉井停車場線の項の次に次のように加える。

県道松井田下仁田線	安中市松井田町五料442番の6地先から同市同町新堀1770番の104地先まで
-----------	--

1の表県道深津伊勢崎線の項の次に次のように加える。

県道駒形柴町線	伊勢崎市田中町894番の1地先から同市同町408番の1地先まで
---------	---------------------------------

1の表県道竜舞山前停車場線の項の次に次のように加える。

県道丸山葉鹿線	太田市丸山町1452番地先から同市原宿町3998番の1地先まで
---------	---------------------------------

1の表県道富士山横塚線の項を次のように改める。

県道富士山横塚線	沼田市横塚町字久保狩584番地先から同市久屋原町字下原51番の1地先まで
----------	--------------------------------------

1の表県道新堀尾島線の項中「堀口町294番の1地先から」を「押切町1273番の1地先から」に、「太田市亀岡町123番の1地先から同市堀口町294番の1地先まで」を「太田市堀口町294番の1地先から同市亀岡町123番の1地先まで」に改め、同項に次のように加える。

太田市古戸町272番の2地先から同市同町1301番の2地先まで

1の表県道国定停車場線の項の次に次のように加える。

県道妻沼小島太田線	太田市牛沢町1171番の1地先から同市西本町15番の36地先まで
-----------	----------------------------------

2中「令和元年7月31日」を「令和2年4月1日」に改める。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
植栗	理 事	退 任	茂木稔大	吾妻郡東吾妻町大字植栗935番地1
	同	同	茂木二二夫	同 同 同 1161番地
	同	同	茂木伊八	同 同 同 1225番地2
	同	同	樹下啓示	同 同 同 1249番地3
	同	同	茂木芳之	同 同 同 1363番地
	同	同	茂木国彦	同 同 同 1930番地
	同	同	荒木順一	同 同 同 1942番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり清算人植栗土地改良区清算人の就任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山本 一 太

	清算人			
--	-----	--	--	--

土地改良区名	監事 の別	区分	役員氏名	住所
植栗	清算人	新任	茂木稔大	吾妻郡東吾妻町大字植栗935番地1
	同	同	茂木二二夫	同 同 同 1161番地
	同	同	茂木伊八	同 同 同 1225番地2
	同	同	樹下啓示	同 同 同 1249番地3
	同	同	茂木芳之	同 同 同 1363番地
	同	同	茂木国彦	同 同 同 1930番地
	同	同	荒木順一	同 同 同 1942番地

■教育委員会規則

群馬県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二号

群馬県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

群馬県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年群馬県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、能力評価は、毎年十二月一日に行い、同日から翌年二月一日までは、能力評価の調整が可能な期間とする。

第八条第一項の表中「養護助教諭」の下に、「講師」を加える。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年群馬県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、能力評価は、毎年十二月一日に行い、同日から翌年二月一日までは、能力評価の調整が可能な期間とする。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第四号

群馬県立図書館組織規則の一部を改正する規則

群馬県立図書館組織規則（昭和五十三年群馬県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び副館長」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県生涯学習センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県生涯学習センター組織規則の一部を改正する規則

群馬県生涯学習センター組織規則（平成十八年群馬県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び副館長」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

神流町選挙管理委員会は、次の施設について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した。

令和2年3月24日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定取消年月日
神流町緑地等管理中央センター	多野郡神流町神ヶ原53-2	ふるさと交流館	350人	430㎡	平成31年2月5日

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

身体障害者支援施設または保護施設の長が不在者投票管理者となるべき施設の指定（昭和43年群馬県選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表1の項中「桐花園 桐生市広沢町一丁目2647」を「桐花園 桐生市広沢町一丁目2647
みつみね寮 同 川内町五丁目1199番地」に改める。

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

群馬県公安委員会委員長 金子正元

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3国道462号の項中「群馬県伊勢崎市八斗島町字北孫山1631番地57から群馬県伊勢崎市八斗島町字北孫山1631番地10まで」を「群馬県伊勢崎市八斗島町字北孫山1631番地57から群馬県伊勢崎市八斗島町字北孫山1631番地10まで」に改め、同表主要地方道前橋館林線の項中「群馬県太田市東本町25番9号から群馬県太田市龍舞町119番地まで」を「群馬県太田市東本町25番9号から群馬県太田市龍舞町119番地
群馬県前橋市駒形町1377番地から群馬県前橋市駒形町1447
群馬県太田市西本町17番1号から群馬県太田市西本町16番1号まで」に改め、同表主要地方道前橋安中富岡線の項の次に次のように加える。

まで」

主要地方道前橋玉村線	群馬県前橋市宮地町47番地10から群馬県前橋市新堀町975番地まで 群馬県前橋市新堀町36番地7から群馬県前橋市新堀町975番地まで
------------	---

別表第3主要地方道藤岡本庄線の項の次に次のように加える。

主要地方道高崎伊勢崎線	群馬県佐波郡玉村町大字上福島359番地1から群馬県伊勢崎市田中町894番地1まで
-------------	--

別表第3主要地方道高崎駒形線の項中「群馬県高崎市住吉町8番地1から群馬県前橋市公田町674番地1ま

で」を「群馬県高崎市住吉町8番地1から群馬県前橋市公田町674番地1まで
群馬県前橋市公田町669番地3から群馬県前橋市亀里町327番地3まで
群馬県前橋市亀里町327番地3から群馬県前橋市下佐鳥町466番地3まで
群馬県前橋市下佐鳥町466番地3から群馬県前橋市駒形町144番地まで」に改め、同表主要地方道

藤岡大胡線の項中「群馬県前橋市小屋原町字川岸1465番地1から群馬県前橋市小島田町字蛙田1番地1まで」

を「群馬県前橋市小屋原町字川岸1465番地1から群馬県前橋市小島田町1番地1まで
群馬県前橋市駒形町144番地から群馬県前橋市小屋原町1464番地まで
群馬県佐波郡玉村町大字藤川32番地6から群馬県前橋市東善町146番地まで
群馬県佐波郡玉村町大字上福島359番地1から群馬県佐波郡玉村町大字藤川32番地6まで
群馬県佐波郡玉村町大字福島434番地10から群馬県佐波郡玉村町大字上福島359番地1まで」に改め、

同表主要地方道神田吉井停車場線の項の次に次のように加える。

主要地方道松井田下仁田線	群馬県安中市松井田町五料442番地6から群馬県安中市松井田町新堀1770番地104まで
--------------	---

別表第3県道深津伊勢崎線の項の次に次のように加える。

県道駒形柴町線	群馬県伊勢崎市田中町894番地1から群馬県伊勢崎市田中町408番地1まで
---------	--------------------------------------

別表第3県道上日野藤岡線の項の次に次のように加える。

県道丸山葉鹿線	群馬県太田市丸山町1452番地から群馬県太田市原宿町3998番地1まで
---------	-------------------------------------

別表第3県道由良深谷線の項の次に次のように加える。

県道新堀尾島線	群馬県太田市古戸町272番地2から群馬県太田市古戸町1301番地2まで 群馬県太田市押切町1273番地1から群馬県太田市堀口町294番地1まで
---------	--

別表第3県道国定停車場線の項の次に次のように加える。

県道妻沼小島太田線	群馬県太田市牛沢町1171番地1から群馬県太田市西本町15番36号まで
-----------	-------------------------------------

別表第3市道00-079号線の項の次に次のように加える。

市道00-106号線	群馬県前橋市力丸町273番地2から群馬県前橋市力丸町421番地まで
------------	-----------------------------------

別表第3市道00-142号線の項の次に次のように加える。

市道00-274号線	群馬県前橋市力丸町466番地から群馬県前橋市力丸町470番地1まで
市道00-277号線	群馬県前橋市西善町705番地から群馬県前橋市房丸町22番地10まで
市道00-329号線	群馬県前橋市房丸町47番地2から群馬県前橋市力丸町273番地2まで
市道14-335号線	群馬県前橋市力丸町482番地から群馬県前橋市力丸町484番地まで
市道14-336号線	群馬県前橋市力丸町482番地から群馬県前橋市力丸町470番地1まで

別表第3市道太田高林三入669号線の項の次に次のように加える。

市道太田流通団地882号線	群馬県太田市清原町5番地8から群馬県太田市清原町3番地4まで
市道太田流通団地885号線	群馬県太田市清原町6番地3から群馬県太田市清原町2番地5まで
市道太田流通団地886号線	群馬県太田市清原町5番地1から群馬県太田市清原町3番地2まで
市道太田流通団地888号線	群馬県太田市清原町9番地1から群馬県太田市清原町2番地1まで
市道太田本町鳥山下町1402号線	群馬県太田市西本町17番16号から群馬県太田市鳥山町881番地7まで
市道太田強戸町緑町1412号線	群馬県太田市強戸町162番地18から群馬県太田市強戸町162番地10まで

別表第3市道1級4号線の項中「群馬県太田市清原町2番地31から群馬県太田市只上町1054番地まで」を「群馬県太田市清原町2番地31から群馬県太田市只上町1054番地まで 群馬県太田市原宿町3119番地から群馬県太田市清原町2番地5まで」に改め、同項の次に次のように加える。

市道1級10号線	群馬県太田市鳥山下町881番地7から群馬県太田市強戸町1452番地1まで
----------	--------------------------------------

別表第3市道（東）3-110号線の項の次に次のように加える。

市道横塚中央線	群馬県沼田市横塚町1149番地3から群馬県沼田市横塚町308番地5まで 群馬県沼田市横塚町547番地1から群馬県沼田市横塚町1149番地3まで
---------	--

別表第3に次のように加える。

--	--

町道0109号線	群馬県前橋市力丸町421番地から群馬県佐波郡玉村町大字藤川154番地3まで
----------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第1号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示（平成25年群馬県病院事業告示第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年3月24日

群馬県知事 山 本 一 太

表県立がんセンターの部胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法（乳がん（従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療の実施により根治性が期待できないものに限る。））の項を次のように改める。

胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法（患者申出療養制度によるものに限る）	1回につき	463,700円
--------------------------------------	-------	----------

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年3月24日

群馬県下水道総合事務所長 木 村 正 明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 県央水質浄化センターほか4施設で使用する電気 年間予定使用電力量 21,034,600kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 316,629,577円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年12月20日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年3月24日

群馬県下水道総合事務所長 木 村 正 明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 桐生水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2,906,600kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 48,653,345円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年12月20日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年3月24日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 奥利根水質浄化センターほか2施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,043,500kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 49,581,666円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年12月20日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年3月24日

群馬県下水道総合事務所長 木村正明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 西邑楽水質浄化センターで使用する電気 年間予定使用電力量 1,949,800kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年2月5日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 31,978,683円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年12月20日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
